

【講義⑦】

家庭裁判所について

◆講師

最高裁判所 事務総局 家庭局 第二課

課長補佐 乗田 浩平 氏

家庭裁判所について



かーくん

最高裁判所事務総局家庭局

本日の内容

第1 家庭裁判所について

第2 本人情報シートについて

第3 福祉・行政と司法の連携について

本日の内容

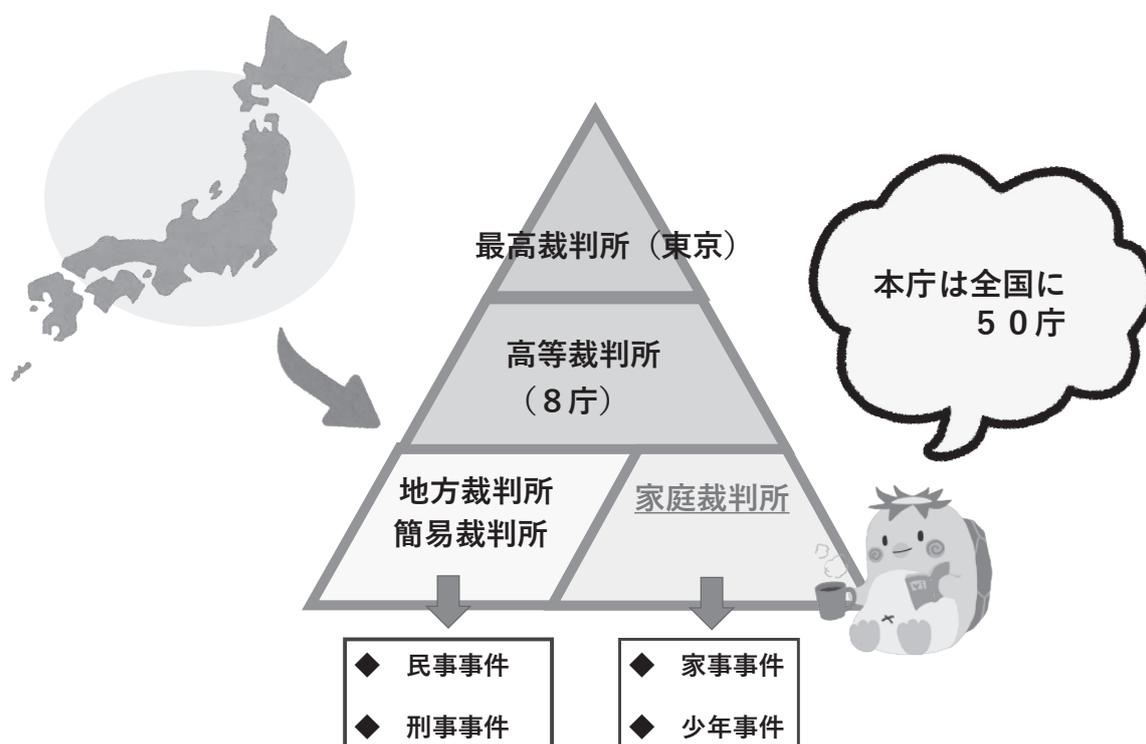
第1 家庭裁判所について ←

第2 本人情報シートについて

第3 福祉・行政と司法の連携について

2

裁判所の種類及び数



3

家庭裁判所の役割

家庭裁判所で取り扱う事案

家庭内の紛争の解決・非行のある少年の保護



家事事件

- **家事審判事件**：公益的性格が強く、裁判所は後見的な立場から関与する。
（例）後見等開始、相続放棄、氏の変更、養子縁組の許可等
- **家事調停事件**：当事者が対立して争う性質のもの。当事者の合意による解決を図る。
（例）離婚、遺産分割等
- **人事訴訟事件**：当事者が対立して争う性質の事件。裁判官が判決等による解決を図る。
（例）離婚等

少年事件

4

家庭裁判所の組織構造

事件部

裁判事務を担当

担当
部署

家事部・家事係・
後見センター など

成年後見制度に
関する手続を
取り扱う



家庭裁判所



事務局

司法行政事務を担当

担当
部署

総務課・人事課・
会計課 など

適正迅速な
裁判事務が遂行
されるよう職員を
サポート



5

家庭裁判所の職員

職 種

家庭裁判所



事件部

- * 裁判官
- * 家庭裁判所調査官
- * 裁判所書記官
- * 裁判所事務官

事務局

裁判所事務官

6

家庭裁判所の職員

職種別役割



裁判官

裁判手続において判断を行う



家庭裁判所調査官

家庭内の紛争解決や非行少年の立ち直りに向けた調査活動を行う



裁判所書記官

裁判手続を記録したり、裁判官の行う法令及び判例などの調査を補助する



裁判所事務官

裁判所書記官のもとで裁判事務を担当（事件部のほか、事務局にも配属）

・その他、非常勤の職員である参与員等があります

7

家庭裁判所の所在地



本庁

都道府県庁所在地

※北海道は他3市（函館・旭川・釧路）

その他、各都道府県内には

支部

や

出張所

があります



※お問い合わせの際は、まず本庁総務課（総務課長又は総務課長補佐）へ！

家庭裁判所における手続の流れ

① 申立て

【申立権者】

- ・本人
- ・配偶者
- ・四親等内の親族
- ・市区町村長 など

本人情報シート



本人

受診



医師

診断書

申立て
申立書類を提出

② 審理

家庭裁判所

必要に応じて

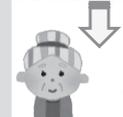


本人・申立人

審問や調査



医師



鑑定

本人

鑑定依頼

鑑定書

③ 審判

家庭裁判所

後見人
選任



本人



後見人

- 後見等の開始
- 後見人等の選任

本日の内容

第1 家庭裁判所について

第2 本人情報シートについて ←

第3 福祉・行政と司法の連携について

10

本人情報シートの書式の作成

□ 成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）

「医師が診断書等を作成するに当たっては、福祉関係者等が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、診断書等の在り方についても検討するとともに、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。」

□ 検討課題

診断プロセスを分かりやすく記載できる診断書の在り方



診断書の書式の改定

平成31年4月全面改定
令和3年10月一部改定

医師に本人の生活状況等に関する情報を的確に伝えるための福祉関係者等からの情報提供の在り方



本人情報シートの書式の作成

平成31年4月から運用開始

11

本人情報シートの作成者



ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）
として本人の福祉を担当している方

例えば・・・

- ・ 市町村が設置する地域包括支援センターや社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員
- ・ 相談支援専門員
- ・ 介護支援専門員
- ・ 病院・施設の相談員など
 - ◇ 国家資格を有していない支援者が作成することも想定
 - ◇ 複数の福祉担当者が有する情報を集約して記載することも想定
 - ◆ 直接ご本人の介護・看護業務に当たっている方が作成することは想定していない
 - ◆ 本人自身やその親族が作成することは想定していない

12

本人情報シートの記載内容

- 氏名、生年月日、生活場所（自宅・施設・病院）
- 作成者の氏名、職業、本人との関係 など
- 福祉に関する認定の有無等
- 本人の日常・社会生活の状況
 - ・ 身体機能、生活機能、認知機能
 - ・ 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害
 - ・ 社会・地域との交流頻度
 - ・ 日常の意思決定の状況
 - ・ 金銭管理の状況
- 重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
- 申立てに関する本人の認識
- 日常・社会生活上の課題への対応策



13

本人情報シートの活用方法

主に医師が診断書を作成する際の補助資料として活用することを想定

①本人情報シートの作成依頼 → ②診断書作成医に提出 → ③申立書類として裁判所に提出



14

裁判所ウェブサイトについて

 裁判所ウェブサイトにも、各種資料・書式を掲載

⇒ **掲載場所**

裁判所トップページ > 「裁判手続案内」
> 「後見ポータルサイト」

⇒ **掲載資料・書式**

- ・ 後見開始、保佐開始、補助開始の申立書式
- ・ 診断書作成の手引、本人情報シート作成の手引
- ・ パンフレット「成年後見制度を利用される方のために」 など



15

本日の内容

第1 家庭裁判所について

第2 本人情報シートについて

第3 福祉・行政と司法の連携について ←

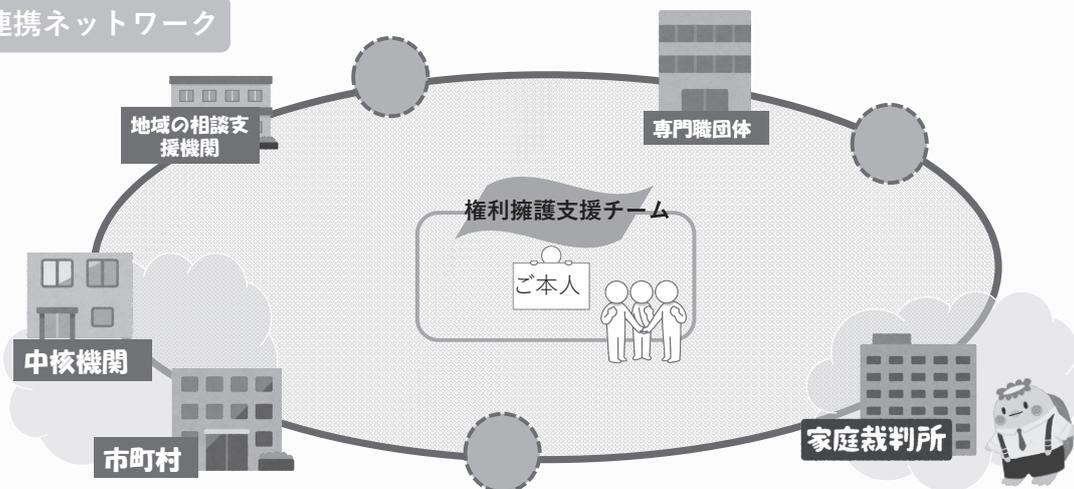
16

相互理解を基盤とする連携について

連携の意義

(成年後見制度の) 利用促進の取組は、…地域住民の参画を得ながら、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、専門職団体、民間団体等の協働による地域連携ネットワークを通じて推進されるべきものである。このネットワークは、…地域共生社会の実現という共通の目的に資することになる。(第二期計画3頁)

地域連携ネットワーク



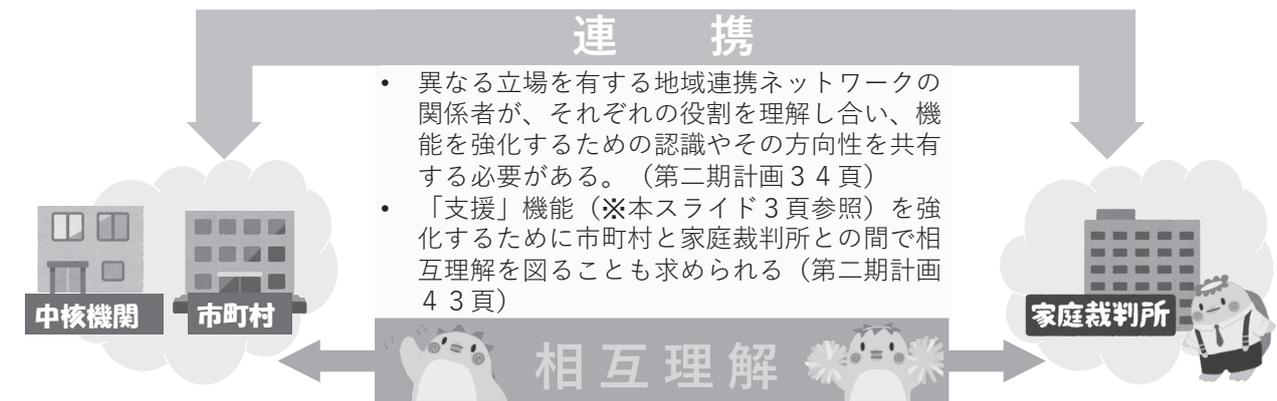
市町村 (行政機関)

相互理解

家庭裁判所 (司法機関)

17

相互理解を基盤とする連携について



市町村 (行政機関)

- 協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。
- その際、地域の実情に応じ、都道府県と連携して…柔軟な実施体制も検討する。
- 地域連携ネットワークで行われる支援にも…主体的に取り組む必要がある。
- 市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす。(第二期計画25頁～)

家庭裁判所 (司法機関)

- 地域連携ネットワークの中で、成年後見制度の適切な運用・監督を行うことが期待される。
- 地域連携ネットワークづくりや成年後見制度の運用改善等に向けて、その支部や出張所を含め、地方公共団体、中核機関、専門職団体、協議会等と積極的に連携し、取組情報の交換や意見交換を図ることが期待される。(第二期計画25頁～)

18

権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」機能と「運用・監督」機能

※ いわゆる6マス表。第二期計画29頁～

| | 福祉・行政・法律専門職など 多様な主体による「支援」機能 | 家庭裁判所による 「運用・監督」機能 |
|--------------------|---|--|
| 権利擁護支援の検討に関する場面 | 権利擁護の相談支援機能 <ul style="list-style-type: none"> • 本人や関係者からの相談対応と制度説明 • 権利擁護支援ニーズの精査 • 成年後見制度の適切な利用の検討又は本人の権利擁護支援ニーズに応じた支援へのつなぎ | 制度利用の案内機能 <ul style="list-style-type: none"> • 裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供・手続案内 <ul style="list-style-type: none"> ×利用ニーズの精査、×法律相談 |
| 成年後見制度の利用前 | 相談窓口の明確化と浸透等 (第二期計画37頁) | <ul style="list-style-type: none"> • 各地域の中核機関や地域連携ネットワークの相談先の案内 |
| 成年後見制度の利用開始までの場面 | 権利擁護支援チームの形成支援機能 <ul style="list-style-type: none"> • 具体的な課題の整理、本人の意向を反映した支援方針の検討 • 適切な申立ての調整 • 後見人に求められる役割や交代の方向性の確認等 • 後見人の候補者と選任形態についての調整 | 適切な選任形態の判断機能 <ul style="list-style-type: none"> • 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報(本人の意向、対応すべき課題、後見人の候補者、選任形態等)を含む各事案の事情を総合的に考慮 |
| 申立ての準備～後見人等の選任 | <ul style="list-style-type: none"> • 本人の意向を踏まえた権利擁護支援チームの形成 申立ての時点における福祉的な観点を踏まえた支援体制の構築(それが見通せること)の重要性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 申立時に示された事情等を踏まえた適切な選任 ○ 後見人の選任に関するイメージや選任に関する基本的な考え方の共有等 |
| 成年後見制度の利用開始後に関する場面 | 権利擁護支援チームの自立支援機能 <ul style="list-style-type: none"> • 支援方針や課題解決状況の確認時期等の共有 • 後見人や権利擁護支援チーム関係者からの相談対応 • (必要に応じて)支援の調整や後見人の交代、類型・権限変更などの検討・調整 | 適切な後見事務の確保機能 <ul style="list-style-type: none"> • 後見事務の監督処分 • 適切な後見事務を確保する観点からの後見人に対する相談対応・助言等 • (権利擁護支援チームの自立支援機能による検討や調整結果などを参考に)後見人の適切な交代や選任形態の見直し |
| 後見人等の選任後 | 適時・適切な連絡体制の構築等 | |

19

連携に当たっての留意点（左側）と工夫例（右側）について

家庭裁判所は広域で設置されていること

裁判所が都道府県単位など広域に設置されていることから（第二期計画44頁参照）、取組状況の異なる自治体ごとに個別に対応したり、市町村単位で開催される協議会に全て参加したりすることが現実問題として困難な場合もある。

裁判事項に関する一律の基準は定立できないこと

裁判は、裁判官が、個別の事案ごとにその具体的な事情を踏まえて判断するもの。裁判官の職権行使の独立の観点から、裁判事項について、一律の指針や詳細な基準を予め示したり、それに則って運用を統一することはできないし、例えば、後見人の選任について、予め判断の結果を確約することもできない。

当事者等の手続保障を図る必要があること

司法手続が厳格で重いと受け止められてしまうことがあるが、例えば、後見開始の審判では、本人の行為能力の制限という重大な結果を伴うため、本人の精神状態を慎重に判断したり、本人の陳述の聴取を原則とするなど、適正な手続を踏む必要がある。

- 都道府県とも連携し、同様のニーズを有する複数の自治体と共通のテーマについての協議会を開催するなど、可能な限り実質的・合理的な協議ができるようにする。
- 協議内容に応じ、支部・出張所を含めた対応も検討する。

申立手続や受任者調整に必要な情報、基本的な考え方を共有し、福祉・行政側における予測可能性を担保するため、一般的な考慮要素を示したり、模擬事例を用いて意見交換する。

- 司法・審判手続（性質・特徴を含む）について理解していただくため、手続に必要な書類や法律要件、手続の流れ等を分かりやすく発信する。
- 裁判所においては、成年後見の周辺制度や市町村による意思決定支援の取組等に対する理解を深める。

裁判所は司法機関であること

役割や立場の違いを踏まえた相互理解に基づく連携や協力が重要

20

ご清聴ありがとうございました



21

| | |
|---|---|
| 1 氏名 | 男・女 |
| | 年 月 日生 (歳) |
| 住所 | |
| 2 医学的診断 | |
| 診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。) | |
| 所見 (現病歴, 現症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など) | |
| 各種検査 | |
| 長谷川式認知症スケール | <input type="checkbox"/> 点 (年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 実施不可 |
| MMS E | <input type="checkbox"/> 点 (年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 実施不可 |
| 脳画像検査 | <input type="checkbox"/> 検査名: (年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 未実施 |
| | 脳の萎縮または損傷等の有無 |
| | <input type="checkbox"/> あり |
| | 所見 (部位・程度等) : |
| | <input type="checkbox"/> なし |
| 知能検査 | <input type="checkbox"/> 検査名: (年 月 日実施) |
| | 検査結果: |
| その他 | <input type="checkbox"/> 検査名: (年 月 日実施) |
| | 検査結果: |
| 短期間内に回復する可能性 | |
| <input type="checkbox"/> 回復する可能性は高い | <input type="checkbox"/> 回復する可能性は低い <input type="checkbox"/> 分からない |
| (特記事項) | |
| 3 判断能力についての意見 | |
| <input type="checkbox"/> 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができる。 | |
| <input type="checkbox"/> 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することが難しい場合がある。 | |
| <input type="checkbox"/> 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。 | |
| <input type="checkbox"/> 支援を受けても, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。 | |
| (意見) ※ 慎重な検討を要する事情等があれば, 記載してください。 | |



(家庭裁判所提出用)

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

障害なし ときどき障害がみられる 頻繁に障害がみられる いつも障害がみられる

()

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

問題なくできる だいたいできる あまりできない できない

()

(3) 理解力・判断力の障害の有無

・一人での買い物が

問題なくできる だいたいできる あまりできない できない

・一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払が

問題なくできる だいたいできる あまりできない できない

()

(4) 記憶力の障害の有無

・最近の記憶(財布や鍵の置き場所や、数分前の会話の内容など)について

障害なし ときどき障害がみられる 頻繁に障害がみられる いつも障害がみられる

・過去の記憶(親族の名前や、自分の生年月日など)について

障害なし ときどき障害がみられる 頻繁に障害がみられる いつも障害がみられる

()

(5) その他(※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。)

()

参考となる事項(本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等)

()

※ 「本人情報シート」の提供を 受けた 受けなかった

(受けた場合には、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載してください。)

()

以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

【医師の方へ】

※ 診断書の記載例等については、後見ポータルサイト (<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>) からダウンロードできます。

※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは、本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として、本人の福祉関係者が作成するシートです。提供があった場合は、診断への活用を御検討ください。

※ 家庭裁判所は、診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき、本人の判断能力について判断します(事案によって医師による鑑定を実施することがあります。)

本人情報シート（成年後見制度用）

- ※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
- ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
- ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

| | |
|---|---|
| 本人 氏名： _____ 生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 | 作成者 氏名： _____ 印 職業(資格)： _____ 連絡先： _____ 本人との関係： _____ |
|---|---|

1 本人の生活場所について

- 自宅（自宅での福祉サービスの利用 あり なし）
- 施設・病院

→ 施設・病院の名称 _____

住所 _____

2 福祉に関する認定の有無等について

- 介護認定（認定日： _____ 年 _____ 月）
- 要支援（1・2） 要介護（1・2・3・4・5）
- 非該当
- 障害支援区分（認定日： _____ 年 _____ 月）
- 区分（1・2・3・4・5・6） 非該当
- 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 _____）（判定 _____）
- 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

3 本人の日常・社会生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について

- 支援の必要はない 一部について支援が必要 全面的に支援が必要
（今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

(2) 認知機能について

- 日によって変動することがあるか： あり なし
- ※ 以下のアからエまでチェックしてください（ありの場合は、良い状態を念頭にチェックしてください。エの項目は裏面にあります。）。

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

- 意思を他者に伝達できる 伝達できない場合がある
- ほとんど伝達できない できない

イ 日常的な行為に関する理解について

- 理解できる 理解できない場合がある
- ほとんど理解できない 理解できない

ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

- 記憶できる 記憶していない場合がある
- ほとんど記憶できない 記憶できない

- エ 本人が家族等を認識できているかについて
- 正しく認識している 認識できていないところがある
- ほとんど認識できていない 認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について

- 支障となる行動はない 支障となる行動はほとんどない
- 支障となる行動がときどきある 支障となる行動がある
- (行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

(4) 社会・地域との交流頻度について

- 週1回以上 月1回以上 月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- できる 特別な場合を除いてできる 日常的に困難 できない

(6) 金銭の管理について

- 本人が管理している 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
- 親族又は第三者が管理している

(支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等)

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに關する本人の認識

- 申立てをすることを説明しており、知っている。
- 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
- 申立てをすることを説明しておらず、知らない。
- その他

(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

(※御意見があれば記載してください。)